

件名	食品衛生法施行条例の一部を改正する条例
主管課	薬務衛生課
根拠法令等	

【改正の概要】

食品営業者が営業の施設の内外で公衆衛生上講ずべき措置の基準を全面改訂（別表第1の改正）

新基準の項目名	細項目数	旧基準の項目名	細項目数
1 営業の施設の管理			
(1) 一般事項	4		-
(2) 施設の衛生管理	8	1 営業の施設の管理	11
(3) 食品取扱設備等の衛生管理	11	2 食品取扱設備の管理	7
(4) ねずみ 昆虫等対策	4		-
(5) 廃棄物及び排水の取扱い	5	3 給水及び廃棄物処理	3
(6) 食品等の取扱い	12	4 食品及び添加物の取扱管理	4
		7 製品の検査	5
(7) 停電等発生時の対応	4		-
(8) 使用水等の管理	7	3 給水及び廃棄物処理	4
(9) 食品衛生責任者の設置	6	9 食品衛生責任者の設置等	4
(10) 記録の作成及び保存	3		-
(11) 回収及び廃棄	3		-
(12) 管理運営要領の作成	2	8 管理運営要領の作成等	1
(13) 検食の実施	2	6 検食の保存	1
(14) 消費者からの苦情対応	1		-
2 施設等における食品等取扱者等の衛生管理	10	5 従事者に係る衛生管理	5
3 施設等における食品等取扱者等に対する教育訓練	3	10 従事者の衛生教育	1
4 運搬	6		-
5 販売	2		-
6 表示	1		-
細項目数合計	94	細項目数合計	46

施行日 平成17年4月1日

【その他参考事項】

国の動き

牛海綿状脳症問題（13年）、牛肉の偽装表示問題（14年）、中国野菜の残留農薬問題を契機とした食の安全・安心に対する国民の不信感を払拭させるため、

- ・食品安全基本法の制定し食品安全委員会を設置（15年）
- ・食品等事業者が実施すべき管理運営に関する指針（ガイドライン）を策定（16年）

食品衛生行政の抜本的見直しの考え方

- ・国のガイドラインは、コーデックス委員会が示している食品衛生の一般原則(1999)に準拠しており、その基本的考え方は次のとおりである。

フードチェーン（食品供給行程）の各段階における安全性の確保

リスク分析手法の導入

条例案 16年11月にパブリックコメントを実施 特に意見なし。